

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良県公安委員会

委員長 向 井 利 明

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則（平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「655人」を「652人」に、「876人」を「873人」に、「1,826人」を「1,829人」に、「1,925人」を「1,928人」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。